

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	アズビル株式会社			コード	6845
提出日	2020/5/27	異動（予定）日	2020/6/24		
独立役員届出書の提出理由	2020年6月24日開催の定時株主総会において、取締役選任議案が提出され、新たに社外取締役となる予定のアン カー ツェー ハン氏（婚姻後の氏名：アン ハン デーヴィス氏）を独立役員として指定するため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	田辺 克彦	社外取締役	○													○		有
2	伊藤 武	社外取締役	○													○		有
3	藤宗 和香	社外取締役	○													○		有
4	永濱 光弘	社外取締役	○										△					有
5	アン カー ツェー ハン （婚姻後の氏名：アン ハン デーヴィス）	社外取締役	○													○	新任	有
6	藤本 欣哉	社外監査役	○													○		有
7	佐久間 稔	社外監査役	○													○		有
8	佐藤 文俊	社外監査役	○										△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		法曹界の要職を歴任するなど、弁護士として高度な専門的見地と経営に関する高い見識を有しており、グローバルビジネス等の企業法務に関して専門的見地から高い実績を有しております。また、複数企業における社外役員としての経験等を活かして、当社取締役会においては業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公正性を高めるため、法律専門家としての幅広い知識とコーポレート・ガバナンスに関する高い識見から積極的な発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たすことができると判断しております。 また、上記aからlのいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
2		国内外の投資銀行、投資顧問会社等における経営経験、アナリスト経験に加え、長期にわたる海外勤務経験や資金調達業務、M&Aのアドバイスを含むコンサルティングビジネスの経験から、高度な企業分析等で高い実績を有しております。また、国内外での投資運用会社役員としての経験等を活かして、当社取締役会においては業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公正性を高めるため、国際金融、投資分野での専門家としての高度な知識と経験から積極的な発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たすことができると判断しております。 また、上記aからlのいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
3		長年にわたり検事として活躍してこられ、最高検察庁検事退官後は法科大学院で教鞭をとるかたわら国の審議会委員を務めるなど、高い見識と豊富な経験を有しております。当社の取締役会においては業務執行の監督のみならず、コンプライアンス経営やリスク管理の更なる徹底と経営の透明性・公正性を高めるため、法律専門家としての幅広い知識から積極的な発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たすことができると判断しております。 また、上記aからlのいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
4	2013年3月まで、当社の借入先である、株式会社みずほコーポレート銀行（現：株式会社みずほ銀行）の取締役でありましたが、同社からの借入額は4,182百万円と当社の連結総資産274,559百万円の1.5%であり、かつ当社グループは実質的に借入を行っている状態（手元資金を上回る借入を行っている場合）でないため、当社の定める社外役員の独立性判断基準における主要な借入先には該当せず、当社の意思決定に影響を及ぼす取引先・借入先ではないと判断しております。	金融機関で要職を歴任し、金融・証券分野及び海外での幅広い知識と豊富な経験を有しております。2015年に当社の社外監査役に就任し、コーポレート・ガバナンスや会社経営の在り方等についての優れた見識を活かして当社事業全般を監査し、独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献、また、2019年より当社の社外取締役として業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため幅広い見地から積極的な発言を行っており、業務執行に対する監督、助言等、適切な役割を果たすことができると判断しております。 同氏は過去に（2013年3月まで）、当社の借入先である株式会社みずほコーポレート銀行（現：株式会社みずほ銀行）において業務執行にあたっておりましたが、同社は左記のとおり当社の意思決定に影響を及ぼす取引先・借入先ではないことから、また、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

5		国際法律事務所においてパートナー弁護士として海外企業案件に加え、日本企業の国際間取引案件での取引契約の締結の支援を行ってまいりました。また、日系企業との業務経験も多く日本の商習慣にも詳しく、さらに当社が属する業界に関する知識も有しております。今般、当社の社外取締役として、同氏の有するこうした豊富な経験・見識、グローバルな知見を活かし、取締役会における業務執行の監督のみならず、経営の透明性・公平性を高めるため幅広い見地から客観的な指摘、助言等、適切な役割を果たすことができると判断しております。 また、上記aからlのいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
6		長年にわたり公認会計士として活躍しており、当社においても財務及び会計に関する観点からの監査を実施し、当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の向上に貢献しております。監査役として必要な財務・会計・法務に関する知識を有しており、その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の事業全般の監査及びグループ会社の管理強化に反映していただき、また当社より独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断しております。 また、上記aからlのいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
7		政策金融機関において要職を歴任し、国際金融における幅広い知識と海外での豊富な経験に加えて、投資会社における経営経験、グローバルな活動を展開する事業会社における社外監査役としての経験を有しております。その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の事業全般の監査及びグループ会社の管理水準の向上に反映していただくため、また、監査役として必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、当社より独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断しております。 また、上記aからlのいずれにも該当せず、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
8	2017年3月まで、当社の取引先である、株式会社堀場製作所の取締役でありましたが、その取引額は、直近事業年度及び先行する3事業年度において当社の連結売上高及び同社の連結売上高に対する取引額の割合はいずれも0.2%に満たない額であり、当社の定める社外役員の独立性判断基準における主要な取引先には該当せず、当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではないと判断しております。	わが国の中央銀行において要職を歴任し、金融分野での幅広い知識と豊富な経験に加えて、製造業における事業会社での経理、法務、人事等を統括する管理部門における勤務経験及び取締役としてのマネジメント経験を有しております。その知識と経験に基づく専門的な見地を当社の事業全般の監査及びグループ会社の管理強化に反映していただくため、また、監査役として必要な財務・会計・法務に関する知識を有しており、当社より独立した立場から当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができると判断しております。 同氏は過去に（2017年3月まで）、当社の取引先である株式会社堀場製作所において業務執行にあたっておりましたが、同社は左記のとおり当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではないことから、また、当社が独自に定める「社外役員の独立性判断基準」により一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

社外役員の独立性判断基準（2020年5月13日改定）＊ 当社は、社外役員の選任にあたり、独自の独立性判断基準を定めており、以下に該当する者は独立性はないものと判断します。 1. 当社及び連結子会社の業務執行者※（※業務執行者とは、業務執行取締役又は執行役員もしくは部門長その他の社員全般をいう）又はその就任の前の10年間にいてそうであった者 2. 当社及び連結子会社の非業務執行取締役もしくは監査役に就任する前の10年間にいて、当社及び連結子会社の業務執行者であった者 3. 当社及び連結子会社の非業務執行取締役の在任期間が原則として12年を超えている者 4. 当社及び連結子会社の監査役の在任期間が原則として12年（3期）を超えている者 5. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2％を超える支払いをしているもしくは支払いを受けている）の業務執行者、又は最近3年間でそうであった者 6. 当社グループの主要な借入先（注）又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近3年間でそうであった者 （注）主要な借入先とは、当社グループが手元資金を上回る借入を行っている場合（実質的な借入がなされている状態）において、借入残高が当事業年度末の連結総資産の2％を超える金融機関グループ。 7. 当社グループの会計監査人又は監査法人等の関係者又は最近3年間でそうであった者（現在退職している者を含む） 8. 上記7. に該当しない弁護士、公認会計士他のコンサルタントであって、役員報酬以外に当社グループから、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者 9. 上記7. 又は8. に該当しない法律事務所、監査法人等であって、当社グループを主要な取引先とする会社（過去3事業年度の平均で、その会社の連結売上高の2％以上の支払いを当社グループから受けた会社）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者 10. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10％以上の株主）又はその親会社もしくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近5年間でそうであった者 11. 当社グループから取締役を受け入れている会社又はその親会社もしくは子会社の業務執行者及び監査役 12. 当社が主要株主である会社の業務執行者及び監査役 13. 当社グループから過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える寄付又は助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等組織の業務執行者 14. 上記1. から13. の配偶者又は二親等内の親族もしくは同居の親族 ＊上記1. 及び4. については、2020年5月13日に新たに設けられた基準であり、今後の社外役員の選任にあたって適用されます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。